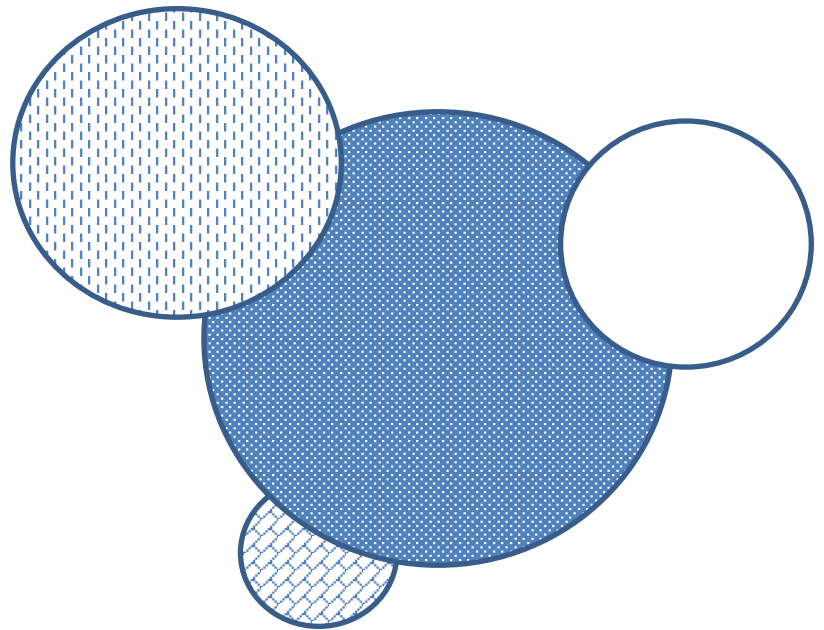


下水道使用料(従量料金)について



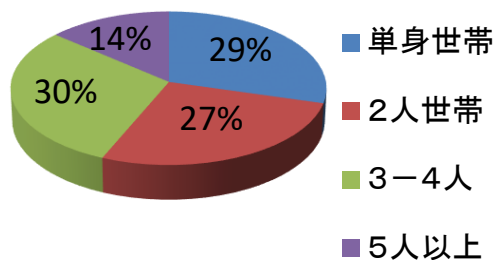
1. 構成人数別世帯数

平成30年10月1日現在(単位:戸)

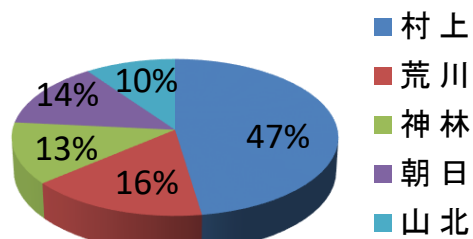
世帯構成人数	村上	荒川	神林	朝日	山北	合計	構成比(%)	備考
単身世帯	3,502	957	740	769	745	6,713	29.41	
2人世帯	3,119	973	645	761	658	6,156	26.97	
3-4人	3,123	1,266	927	927	589	6,832	29.93	
5人以上	1,122	506	587	650	259	3,124	13.69	
合計	10,866	3,702	2,899	3,107	2,251	22,825	100	
構成比(%)	47.61	16.22	12.70	13.61	9.86	100		
高齢者単身世帯	2,054	566	506	574	570	4,270	18.71	再掲
高齢者のみ世帯(2人以上)	1,508	447	324	403	383	3,065	13.43	再掲
合計	3,562	1,013	830	977	953	7,335	32.14	

* 高齢者=65歳以上

構成人数別世帯数割合



地区別世帯数割合



村上市の世帯構成人数の割合は、全世帯数の約3割を「単身世帯」が占めており、その内の約63%は65歳以上の「高齢者単身世帯」となっています。

また「2人世帯」の割合も約27%で「単身世帯」と「2人世帯」の合計で全体の約56.4%と半数を超えています。

地区別にみると、「単身世帯」の割合が高い地区は村上地区と山北地区ですが、村上地区の場合はアパートなど単身用住居が多いことも要因の一つとみられます。また山北地区では「高齢者単身世帯」及び「高齢者のみ世帯(2人以上)」の割合も他の地区に比べ高くなっています。

また、全世帯のうち約32%は高齢者のみで構成された世帯です。

2. 大口使用者の用途別・地区別使用者数及び汚水排除量

①用途別・地区別使用者数

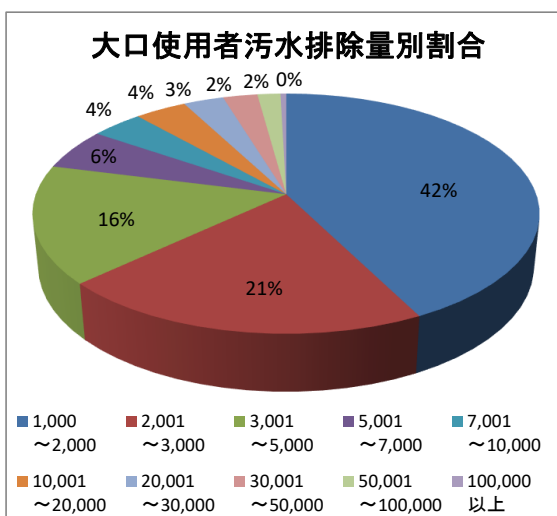
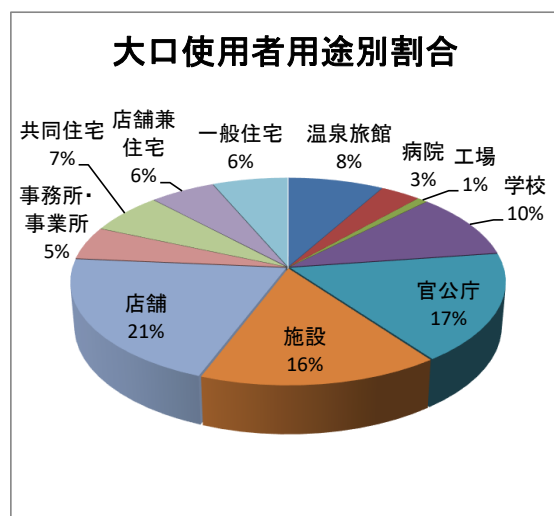
用途	件数	地区					備考
		村上	荒川	神林	朝日	山北	
温泉旅館	19	19					
病院	8	8					
工場	2		1				1
学校	24	12		6	5		1
官公庁	40	14	4	5	13		4
施設	37	18	3	5	8		3
店舗	48	15	5	19	3		6
事務所・事業所	12	3	1		1		7
共同住宅	15	11	1	2	1		
店舗兼住宅	13	9	3	1			
一般住宅	15	2	3	4	3		3
合計	233	111	21	42	34		25

* 大口使用者＝平成29年度の一年間に1,000m³以上の汚水排除量のあった使用者

②用途別汚水排除量

用途	件数	汚水の排除量(m ³)										備考
		1,000 ～ 2,000	2,001 ～ 3,000	3,001 ～ 5,000	5,001 ～ 7,000	7,001 ～ 10,000	10,001 ～ 20,000	20,001 ～ 30,000	30,001 ～ 50,000	50,001 ～ 100,000	100,000 以上	
温泉旅館	19	3	1	1		1	3	2	4	3	1	
病院	8			2		1	2	1	1	1		
工場	2			1					1			
学校	24	5	6	7	6							
官公庁	40	17	12	8	2	1						
施設	37	7	12	7	2	4	2	3				
店舗	48	26	9	6	2	2	2	1				
事務所・事業所	12	7	2	3								
共同住宅	15	8	4	2	1							
店舗兼住宅	13	11	2									
一般住宅	15	15										
合計	233	99	48	37	13	9	9	7	6	4	1	

*「温泉旅館」は「特定排水」のため、従量料金単価は1m³当たり50円(税抜き)



3. 下水道使用料算定シミュレーション

※ 料金算定式

(((排除量-10m³)×単価)+1,500円(基本料金))×1.1(消費税)

※ 消費税は10%として計算しています。

(1)モデルケース1(単身高齢者世帯 排除量15m³/月)

15m³/月の使用料 単位:円(単価:税抜き・料金:税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	2,255	2,502	247	2,552	297	2,601	346
荒川地区	180	2,640		-138		-88		
神林地区	200	2,750		-248		-198		
朝日地区	140	2,420		82		132		
山北地区	140	2,420		82		132		

(2)モデルケース2(高齢者2人世帯 排除量18m³/月)

18m³/月の使用料 単位:円(単価:税抜き・料金:税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	2,618	3,014	396	3,093	475	3,172	554
荒川地区	180	3,234		-220		-141		
神林地区	200	3,410		-396		-317		
朝日地区	140	2,882		132		211		
山北地区	140	2,882		132		211		

(3)モデルケース3(両親+小学生1人 3人世帯 排除量22m³/月)

22m³/月の使用料 単位:円(単価:税抜き・料金:税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	3,102	3,696	594	3,814	712	3,933	831
荒川地区	180	4,026		-330		-212		
神林地区	200	4,290		-594		-476		
朝日地区	140	3,498		198		316		
山北地区	140	3,498		198		316		

(4)モデルケース4(両親+子供2人(6~14歳) 4人世帯 排除量30m³/月)

30m³/月の使用料 単位:円(単価:税抜き・料金:税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	4,070	5,060	990	5,258	1,188	5,456	1,386
荒川地区	180	5,610		-550		-352		
神林地区	200	6,050		-990		-792		
朝日地区	140	4,730		330		528		
山北地区	140	4,730		330		528		

4. 下水道使用料算定シミュレーション(認定水量の場合)

※ 料金算定式

$$(((\text{認定水量} - 10\text{m}^3) \times \text{単価}) + 1,500\text{円(基本料金)}) \times 1.1(\text{消費税})$$

※ 消費税は10%として計算しています。

(1) モデルケース1(単身世帯)

① 基本水量以内(基本料金)

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	6 m ³	1,650	1,650	0	1,650	0	1,650	0
荒川地区	8 m ³	1,650		0		0		
神林地区	8 m ³	1,650		0		0		
朝日地区	6 m ³	1,650		0		0		
山北地区	8 m ³	1,650		0		0		

(2) モデルケース2(2人世帯)

① 従量料金単価を155円(税込み170円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	12 m ³	1,991	1,991	0	2,332	341	2,673	682
荒川地区	16 m ³	2,673		-682		-341		
神林地区	16 m ³	2,673		-682		-341		
朝日地区	12 m ³	1,991		0		341		
山北地区	16 m ³	2,673		-682		-341		

② 従量料金単価を164円(税込み180円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	12 m ³	2,010	2,010	0	2,371	361	2,732	722
荒川地区	16 m ³	2,732		-722		-361		
神林地区	16 m ³	2,732		-722		-361		
朝日地区	12 m ³	2,010		0		361		
山北地区	16 m ³	2,732		-722		-361		

③ 従量料金単価を173円(税込み190円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	12 m ³	2,030	2,030	0	2,411	381	2,791	761
荒川地区	16 m ³	2,791		-761		-380		
神林地区	16 m ³	2,791		-761		-380		
朝日地区	12 m ³	2,030		0		381		
山北地区	16 m ³	2,791		-761		-380		

(3)モデルケース3(3人世帯)

① 従量料金単価を155円(税込み170円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	18 m ³	3,014	3,014	0	3,525	511	4,037	1,023
荒川地区	24 m ³	4,037		-1,023		-512		0
神林地区	20 m ³	3,355		-341		170		682
朝日地区	18 m ³	3,014		0		511		1,023
山北地区	24 m ³	4,037		-1,023		-512		0

* 神林地区については、3人目以降の認定水量は4m³(以下同様)

② 従量料金単価を164円(税込み180円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	18 m ³	3,093	3,093	0	3,634	541	4,175	1,082
荒川地区	24 m ³	4,175		-1,082		-541		0
神林地区	20 m ³	3,454		-361		180		721
朝日地区	18 m ³	3,093		0		541		1,082
山北地区	24 m ³	4,175		-1,082		-541		0

③ 従量料金単価を173円(税込み190円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	18 m ³	3,172	3,172	0	3,743	571	4,314	1,142
荒川地区	24 m ³	4,314		-1,142		-571		0
神林地区	20 m ³	3,553		-381		190		761
朝日地区	18 m ³	3,172		0		571		1,142
山北地区	24 m ³	4,314		-1,142		-571		0

(4)モデルケース4(4人世帯)

① 従量料金単価を155円(税込み170円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	24 m ³	4,037	4,037	0	4,719	682	5,401	1,364
荒川地区	32 m ³	5,401		-1,364		-682		0
神林地区	24 m ³	4,037		0		682		1,364
朝日地区	24 m ³	4,037		0		682		1,364
山北地区	32 m ³	5,401		-1,364		-682		0

* 神林地区については、3人目以降の認定水量は4m³(以下同様)

② 従量料金単価を164円(税込み180円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	24 m ³	4,175	4,175	0	4,897	722	5,618	1,443
荒川地区	32 m ³	5,618		-1,443		-721		0
神林地区	24 m ³	4,175		0		722		1,443
朝日地区	24 m ³	4,175		0		722		1,443
山北地区	32 m ³	5,618		-1,443		-721		0

③ 従量料金単価を173円(税込み190円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行認定水量料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	24 m ³	4,314	4,314	0	5,075	761	5,836	1,522
荒川地区	32 m ³	5,836		-1,522		-761		0
神林地区	24 m ³	4,314		0		761		1,522
朝日地区	24 m ³	4,314		0		761		1,522
山北地区	32 m ³	5,836		-1,522		-761		0

5. 下水道使用料算定シミュレーション(認定水量の場合②)

※ 料金算定式

$((\text{認定水量} - 10\text{m}^3) \times \text{単価}) + 1,500\text{円(基本料金)} \times 1.1(\text{消費税})$

※ 消費税は10%として計算しています。

※ 現行料金を現在の単価で計算した場合

(1) モデルケース1(単身世帯)

① 基本水量以内(基本料金)

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	6 m ³	1,650	1,650	0	1,650	0	1,650	0
荒川地区	8 m ³	1,650		0		0		
神林地区	8 m ³	1,650		0		0		
朝日地区	6 m ³	1,650		0		0		
山北地区	8 m ³	1,650		0		0		

(2) モデルケース2(2人世帯)

① 従量料金単価を155円(税込み170円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	12 m ³	1,892	1,991	99	2,332	440	2,673	781
荒川地区	16 m ³	2,838		-847		-506		-165
神林地区	16 m ³	2,970		-979		-638		-297
朝日地区	12 m ³	1,958		33		374		715
山北地区	16 m ³	2,574		-583		-242		99

② 従量料金単価を164円(税込み180円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	12 m ³	1,892	2,010	118	2,371	479	2,732	840
荒川地区	16 m ³	2,838		-828		-467		-106
神林地区	16 m ³	2,970		-960		-599		-238
朝日地区	12 m ³	1,958		52		413		774
山北地区	16 m ³	2,574		-564		-203		158

③ 従量料金単価を173円(税込み190円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	12 m ³	1,892	2,030	138	2,411	519	2,791	899
荒川地区	16 m ³	2,838		-808		-427		-47
神林地区	16 m ³	2,970		-940		-559		-179
朝日地区	12 m ³	1,958		72		453		833
山北地区	16 m ³	2,574		-544		-163		217

(3)モデルケース3(3人世帯)

① 従量料金単価を155円(税込み170円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	18 m ³	2,618	3,014	396	3,525	907	4,037	1,419
荒川地区	24 m ³	4,422		-1,408		-897		-385
神林地区	20 m ³	3,850		-836		-325		187
朝日地区	18 m ³	2,882		132		643		1,155
山北地区	24 m ³	3,806		-792		-281		231

* 神林地区については、3人目以降の認定水量は4m³(以下同様)

② 従量料金単価を164円(税込み180円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	18 m ³	2,618	3,093	475	3,634	1,016	4,175	1,557
荒川地区	24 m ³	4,422		-1,329		-788		-247
神林地区	20 m ³	3,850		-757		-216		325
朝日地区	18 m ³	2,882		211		752		1,293
山北地区	24 m ³	3,806		-713		-172		369

③ 従量料金単価を173円(税込み190円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	18 m ³	2,618	3,172	554	3,743	1,125	4,314	1,696
荒川地区	24 m ³	4,422		-1,250		-679		-108
神林地区	20 m ³	3,850		-678		-107		464
朝日地区	18 m ³	2,882		290		861		1,432
山北地区	24 m ³	3,806		-634		-63		508

(4)モデルケース4(4人世帯)

① 従量料金単価を155円(税込み170円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	24 m ³	3,344	4,037	693	4,719	1,375	5,401	2,057
荒川地区	32 m ³	6,006		-1,969		-1,287		
神林地区	24 m ³	4,730		-693		-11		
朝日地区	24 m ³	3,806		231		913		
山北地区	32 m ³	5,038		-1,001		-319		

* 神林地区については、3人目以降の認定水量は4m³(以下同様)

② 従量料金単価を164円(税込み180円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	24 m ³	3,344	4,175	831	4,897	1,553	5,618	2,274
荒川地区	32 m ³	6,006		-1,831		-1,109		
神林地区	24 m ³	4,730		-555		167		
朝日地区	24 m ³	3,806		369		1,091		
山北地区	32 m ³	5,038		-863		-141		

③ 従量料金単価を173円(税込み190円)とした場合

単位:円(税込み)

	現行料金		認定水量6m ³ /人		認定水量7m ³ /人		認定水量8m ³ /人	
	認定水量	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	24 m ³	3,344	4,314	970	5,075	1,731	5,836	2,492
荒川地区	32 m ³	6,006		-1,692		-931		
神林地区	24 m ³	4,730		-416		345		
朝日地区	24 m ³	3,806		508		1,269		
山北地区	32 m ³	5,038		-724		37		

5. 今後審議していただく事項

(1) 従量料金について

- ・ 従量料金1 m³あたり単価について
- ・ 逡増制度導入について
- ・ 認定排除水量について

(2) 改定の時期について

(3) その他

- ・ 基本料金について